

○吉本議長 通告5番目、14番、市來利恵議員、一問一答方式で質問願います。

市來利恵議員。

○市來議員 14番、市來利恵です。学童保育について、そして、ごみ問題について、就学援助の充実をについて、3点にわたって、一問一答方式にて、議長の許可を得ましたので、質問を行いたいと思います。

まず初めに、学童保育についてです。

現在は、急速な少子高齢化及び核家族化が進展する中で、子供たちの取り巻く環境は大きく変化してきています。中でも、社会情勢を反映して、共働きの世帯や女性の働く家庭などがふえ、学童保育の要望が年々高まっています。

小学生の放課後の生活と安全を守る取り組みが急務になっており、安心できる学童保育、放課後児童クラブをどうやって充実させるか、課題も多いと思います。

私は、次代を担う子供たちが安心して育つことができ、家庭や子育てに夢や希望が持てる社会の実現を目指すためにも、そして、働きながら安心して子育てができる環境を整備することは大変重要なことであると考えています。

岩出市での環境の整備という点では、これまで保護者から要望が寄せられていた山崎北小学校区の学童保育、場所をあいあいセンターから学校敷地内に変更されるということもあり、やっとかという気持ちではありますが、課題を一つ一つクリアする市の姿勢は評価できるものだと思います。

さて、学童保育は、子供にとって、遊び、食事し、くつろぐ、生活の場でもあります。そして、何より子供との信頼関係を築くことができる環境が不可欠となってきています。

また、専門家などの意見で、学童のあり方などでは、指導員の力量を高めていく必要があることや、保育内容の充実とあわせ、質の向上が重要であるとも指摘をされてきています。現在、学童の運営にはシルバー人材センターへ委託し、岩出市は実施しています。

豊かな人生経験を生かしていただき、また、研修会なども設けていただき、参加も行いながら、日々、子供たちと接しています。子供たちの健康や成長を見守り、運営を行っていると思いますが、4月から新年度が始まり、新たな児童が保育されることとなります。安心・安全に子供たちを保育をするためには、基本・基礎となる部分が運営方針やマニュアルに当たります。

そこで、委託先指導員へのこの運営方針、また、マニュアルなど、周知徹底はどうか、お聞きをいたします。

2つ目は、4月から新年度が始まり、新児童などの情報共有はどのように行っているかであります。例えば、小学校に入学するに当たっては、児童についての情報や、また、発達障害を抱える子供たち、そうした児童などの情報等をあらかじめ関係機関が入った場を設けて、共有をしていると思います。今後の対応などが話されていると思いますが、気になる生徒、また発達障害児等などが学童へ入る場合の情報の共有、そうした対応など、どのように行われているのか、お聞きをいたします。

○吉本議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○山本生活福祉部長 市来議員ご質問の1番目、学童保育について、まず1点目、運営方針やマニュアルがあるが、指導員への周知徹底はどうかについてでございますが、国が定めている放課後児童クラブ運営指針及び委託事業所が作成している学童保育指導員の手引、これをもとに、年3回行われる全体研修において、指導員の意思統一ができるよう周知徹底を図っていただいております。

また、市から委託先への連絡相談体制につきましては、毎月、市委託先であるシルバー人材センターの事務局、それから、学童保育施設のリーダーで構成する学童保育指導員リーダー会議におきまして、利用者の意見を初め、さまざまな情報共有を行うなど、連携に努めているところです。

次に2点目、新児童などの情報共有はどのように行っているかについてでございますが、平成30年度、新入所児童につきましては、1次募集者の入所決定をしている段階であり、入所決定者の情報につきましては、保護者同意のもと、委託先に情報提供を行っておるところです。

特に発達に課題があるなど、配慮が必要と思われる児童につきましては、指導員と保護者が面談する際に、児童の特性や必要な支援などの確認及び情報共有を行っております。

また、指導員に専門的知識を身につけていただくため、委託先において、和歌山児童家庭支援センターきずなとアドバイザー契約を締結し、専門的な研修を実施しているほか、同センターの専門職の方に定期的に全施設を巡回していただき、個々に応じた支援方法について助言をいただいております。今後も指導員の質の向上に努めてまいります。

以上です。

○吉本議長 再質問を許します。

市来利恵議員。

○市来議員 運営方針やマニュアルについての周知徹底などについて、お答えいただきました。学童保育指導員に至っては、適宜いろんな小学校に配置がえというのもございます。そこで、長期休み、また夏休みや冬休み、春休み、また、学校のない土曜日など、子供たちは宿題や持っていてもよいとされている、例えば、ゲームであったり、おもちゃなど、持ち込む場合もございます。

ゲームやおもちゃなど、良し悪しはさておき、これまで良しとされていたものが、例えば、指導員の配置が行われて、その指導員の方がゲームは禁止だというような形で、指導員がかわった途端、ゲームなどに対し禁止になったという声を児童のほうから聞きました。また、保護者のほうからも、そのことによって子供が戸惑っているというようなこともお聞きしたことがございます。

最近までできていたのに、何であかんのか、また、先生がかわったからできなくなったなど、例えば、低学年などの児童が多く利用する学童では、理解ができなければ大変戸惑いが生じてくるというのはあると思います。方針が変わってそうなったのか、それとも先生がかわったからそうなったのか。この場合でも、やはり運営の指針だったり、マニュアルだったり、これが基本となってまいります。

やはり児童や保護者と接する点であったり、安全面での気づきだったり、保育する上の注意であったり、いろいろな問題にあったときに、適宜マニュアルの見直しなど、必要となってまいります。その点については、どのように、先ほど3回会議を行いながらやっているということ、意思統一ですね、やっておられるとお聞きしていますが、やはり適宜マニュアルが、例えば、この辺については改善していかなあかんということになれば、早急に開くなり、そういった視点ではどのような形を行っているのか、お聞きします。

2つ目は、新児童の情報の共有についてお聞きしました。今現在、先ほどの午前中の質問の中にもあったように、発達障害の児童も大変多くなってきていると。指導員の方々も、日々、学習を通して、また、研修会などを通して、いろんな今までの子供の見方が、そういう研修を通することによって変化が生まれたと。すごく、この研修は学童の指導員をやるに当たっては大変ありがたく思っているという指導員の方の話を聞いています。

そうしながら、日々、子供たち一人一人の特徴に合わせた指導というのが大切になってくるんですが、当然、必要な場合に応じては、指導員の増員ということも考えられるわけですが、その辺について、例えば、必要であった場合は、どのような対応をしているのか。また、一人一人の個性を持った子供たちにどのような対応を

行っていくような指導をされているのか、この辺についてをお聞きしたいと思いません。

○吉本議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○山本生活福祉部長 市来議員の再質問にお答えいたします。

まず、1点目のほうでございます。マニュアル等については、常に見直し等されておるのかというところです。

最初の答弁で申し上げました。国の指針については、我々変えることはできないというところがございますけども、委託先事業所において定めている、いわゆるマニュアルにつきましては、利用者とか、それから指導員、それから、あるいは我々定期的に開催しております岩出市子ども・子育て会議、この会議の場で、委員さん方の意見をいただいたり、そういうものをもとに、市と委託先の間で随時見直しを行っておる。必要に応じてマニュアルの改定も行っておるところです。

その改定をされた場合は、やはり先ほど申しましたようなリーダー会議とか、そういう場で情報共有、対応を統一していくということを徹底するというので、その会議の場などで周知をして、各学童保育の場の指導員のほうへ行き渡らせているというふうな、そういう状況でございます。そういうふうにやらしていただいております。

それから、2点目、いろんな課題のある子供さんが入ってくる中で、学童、指導員の体制、どうかというような、そういうようなご質問であったかと思いますが、現在、学童保育は6つの小学校で、8つのグループといいますか、クラスのほうでやらしていただいております。

新年度の、30年度の申し込み状況につきましては372名、今、申し込みがあるという状況でございます。その指導員の体制はというところですが、今、平成30年の3月現在で、今、70名の指導員の方に対応していただいておりますという状況です。今後、また4月以降の体制につきましては、また担当課のほうと、それから委託先であるシルバー人材センターのほうとで協議いたしまして、適切な配置をしていきたいというふうに考えております。あるいはおっしゃっておりますように、やはり発達に課題のある子供さんとか、そういう子供さんも、やはり、これは学童保育の場だけではなくに、保育所とか、そういう場でも、やっぱり増えておるところでありますので、その専門的な対応ができるような、先ほど申しました研修例もそうですし、アドバイザーの方にも適宜助言をいただいで、対応していきたいと、そのよ

うに考えております。

以上です。

○吉本議長 再々質問を許します。

(なし)

○吉本議長 これで、市來利恵議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問を願います。

市來利恵議員。

○市來議員 2点目、ごみ問題についてであります。

1997年4月に、旧厚生省が、灰溶融固化施設の設置を焼却施設整備に当たっての補助要件としたことで、溶融施設は全国の自治体に広がりました。国によるガス化溶融炉か、灰溶融炉かの二者択一の押しつけは、突如、年間数千億円規模の市場を生み出し、さらに、'02年のダイオキシン規制強化が溶融炉導入を促進させました。

しかし、全国的にも稼働して3カ月内で、炉内の耐火レンガが損傷する致命的な事故が起こった施設、また、メーカーが保証修理する保証期限が切れた施設では、維持補修費が高騰して、自治体財政を圧迫するなどの問題が起こっていました。

このため、環境省は、'08年によりやく実態把握に動き出し、そして、'10年3月19日、焼却施設に附帯されている灰溶融固化設備の財産処分についての文書を出し、溶融施設を廃止しても、補助金返還を求めないと方針転換をしました。

日本環境衛生センターの常務理事は、基本的な課題をクリアしないまま実施に移した技術もあり、影響が出始めているとし、他の専門家からもそもそも未熟な技術だったとの指摘がなされています。現在では、近隣市町村などでも、老朽化に伴い、建設が必要となっている自治体、一組方式で建設を予定するなど、さまざまありますが、溶融炉方式を選択しないこれまでどおりの焼却方式を採用するところも多々出てきています。

岩出市クリーンセンターは、流動床式ガス化溶融炉方式を採用し、神鋼環境ソリューションによって建設され、'09年から本格稼働となっています。もちろん1,300度という高温で処理する技術的な面でも、高度な技能を要するため、専門家での運転が必要となり、運転委託料が発生しているわけです。

平成30年度のごみ処理運転委託料について、予算額6億5,321万2,000円が計上されました。過去10年間の当初予算額と比較しても最も高く、これまで一番高かった平成26年度の5億7,448万5,000円より、約8,000万円近く高くなってきています。平成28年度までの予算・決算の数字では、ほぼ予算額と決算額に違いがないものと

なっているため、大きな額の変更はないように思います。このまま行けば、決算でもこうした6億もの数字が出てくるのではないかと。

平成30年度のごみの処理運転委託料について、まず詳細を求めたいと思います。

2つ目に、現在、ごみを減らす取り組みを行っています。ごみの分別やごみ袋の有料化、集団回収など、もちろんこれらは岩出市ごみ処理基本計画を主とし、ごみ減量やリサイクルを基調とした自然と共生できる循環型社会のシステムをつくり上げるため、ごみをつくらない、出さない社会づくり、安定したリサイクル社会づくり、資源循環のための施設づくりを目標に掲げ、ごみの減量、リサイクル、埋立処分場について、平成15年度を基準年度とした数値目標を設定し、その達成に向けて、各種施策を実施しています。

運転管理委託料との関係から見て、このごみを減らす取り組みをどのように考えているのか。例えば、ごみの量が減れば、委託料は減ると考えるのか、ごみ質、分別を徹底すれば委託料は減るのか。それとも、ごみを減量化しても、この委託料は減らないと考えているのか、市のお考えをお聞きいたします。

3点目は、今後、委託料の増加についてです。先ほども言いましたが、焼却灰溶融炉は、維持費、メンテナンス、燃料代などで、自治体財政が圧迫されていくおそれがあります。この指摘は、専門家を初め、灰溶融炉を導入した自治体自身が、炉を休止、また廃止をするところもあります。委託料の増加は、市民サービスに直結していく問題です。委託料の増加について、今後の見通し、また、今後増加すると考えているのか、お聞きをしたいと思います。

4つ目は、これまで、市はごみの減量化についての報告などでは、市民から出るごみの減量化は進んできている。一方、事業所の増加とともに、ごみの量も増加してきているというふうな形で報告がされています。これまでの事業系ごみについての取り組みと課題は何か、これをお聞きいたします。

○吉本議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○山本生活福祉部長 市来議員のご質問、2番目の1点目について、まずお答えをいたします。

平成30年度の岩出クリーンセンター運転管理等業務委託料の詳細につきましては、運転管理業務として1億1,280万円、点検補修費として3億2,597万6,000円、光熱水費として1億2,555万円、薬剤・油脂類の費用として3,599万9,200円、保険料として450万円、合計6億482万5,200円となり、消費税を加え6億5,321万1,216円と

なります。

次に2点目、ごみの減量化を進めているが、運転委託料との関係をどのように考えているのかについてですが、クリーンセンターの運転委託料は、5年間の包括契約となっておりまして、単年度においては、ごみの減量化が委託料に反映されることはありません。

しかしながら、平成29年度までと30年度以降を比較しますと、光熱水費におきましては約14%低い金額での契約となっており、ごみの減量化が進んでいることが要因の1つとなっております。このように長期的に見れば、ごみの減量化が運転委託料の軽減につながっているものと考えております。

3点目、今後、委託料の増加も考えられるのかにつきましては、平成30年度からの5年間の包括契約では、点検・補修費以外の費用につきましては、基本的に変動はございません。また、点検・修繕費につきましては、市が作成した要求水準表をもとにした5カ年の修繕計画で、点検・修繕を行っていくため、年度によって金額が上下いたしますが、修繕費が今後5年間、一貫して上昇していくというわけではございません。

次に、4点目の事業系ごみ減量化に向けた取り組みと課題についてですが、まず、取り組みといたしましては、今年度、岩出クリーンセンターが直接収集を行っている家庭系可燃ごみの実態について、四半期ごとに調査を行っておるところです。調査途中の状況ではありますが、市が収集する家庭系可燃ごみに事業系と思われるごみが10%程度含まれていることがわかってきております。また、ごみ種としましては、事務系事業者では紙類などの資源ごみ、食品系事業者では食品残渣の排出がそれぞれ多いという傾向が出ております。

これを受けた取り組みとしまして、まず、食品ロスの削減に向けて、3010運動のチラシを作成し、啓発を実施しておるところです。

次に、課題ではありますが、事業系ごみは、家庭系ごみと異なり、さまざまな業種の事業者が存在することから、排出されるごみ種も多種多様であり、画一的なものとならないことから、減量啓発を行うに当たっては、業種に応じた個別の啓発を展開していく、これが今後の課題であると考えております。

以上です。

○吉本議長 再質問を許します。

市來利恵議員。

○市來議員 30年度の運転委託料の詳細についてお聞きをしました。運転委託料の中

には、当然、人件費ですね、そうしたものも含まれておりますが、大体、人員の関係で変わってくる数字だと思っております。

ほかで言えば、やはり光熱水費、薬剤等々では、単価によって変わります。もちろんごみのカロリーが低ければ、温度を1,300度まで上がらないといけないということは、補助燃料という形が最も大きく使われると。この金額が結構高いというのは、どこの自治体でも言われております。

また、あとはいわゆるメンテナンスです、補修ですね。補修については、5カ年計画をもってやっているのです、計画に基づき補修をやっているんで、今後、特に運転費用について莫大な上がるという見通しは立ててないというふうにおっしゃっております。しかし、そもそもこの炉、専門的なものなんで、例えば、耐火レンガにしろ、何にしろ、この部分が悪くなりましたって、この部分について保守点検が必要になって、その部分を変えるとなっても、ある意味、言い値なんですよね。言い値。妥当かどうかというのはわからない値段で、メーカー側から言われるという可能性があります。

例えば、そうしたところであれば、神鋼環境ソリューションさんがつくっている炉というのは、かなりあると思っております。同じような形で、60トン炉でつくっている部分というのが青森県に1カ所。北海道の根室北部広域ごみ処理センターがあります。もう1つは、秋田に環境衛生センターの同じ60トン炉というのが、この3つあるんですが、そこと比べてどうなのかというのは、一概には言えませんが、そうしたところの情報も必要になるのではないかとというふうに考えられるわけです。もちろん同じ60トン炉で、同じ神鋼環境ソリューションさんがつくられているといった意味では、そうした同じ炉をつくっているところとの比較というところも、私は必要ではないかと考えます。

そうしたところでは、そういった情報をやはりいただく、情報を取り入れるということも、この岩出市としては必要では、まずないでしょうか。

もう1つは、補助燃料など、光熱水費も少しでも抑えることができれば、経費が削減できるというふうに考えているんです。そこには、どうすればいいか。やはり先ほど言ったように、ごみが減れば、長いスパンから考えれば、ごみが減ったら、この委託料も軽減できるというふうな形で、市当局はおっしゃったと。

ということであれば、そうした補助燃料だったり、そういうことを使わないようにするために、今後、一体何ができるのか、何の対策が必要なのかという、新たな対策を考えなければならないのではないかとというふうに思います。

ごみの委託料というのは、先ほども言ったように、市民サービスに直結していく問題であります。そうした意味では、ごみを減らすためにさまざまな取り組みをされておりますが、この委託料と関係して市民の皆さんとごみを減らす取り組みをどう進めていくのかという点でも、私は訴えることができるのではないかと。皆さんの協力があったからこそ、これだけ委託料が減ったという部分については言えるのではないかと。

ただ単に、市がいう5年契約、5年間での推移で見ているんで、なかなかその辺は難しいかもしれません。ただ、ごみを減らすという取り組みにおいては、ごみの有料化や集団回収だけではなく、そうした点からも委託料が減るという形から見ても、減らす努力ができるのかな、協力を求めることができるのかなと思うんで、その辺について、いっかいのお考えを聞かせていただきたいと思います。

事業系のごみについてでございます。事業系のごみについては、実際の状況を年度途中ではございますが、発表していただき、古紙が多い、また、食品の事業者では、食品残渣が大変多いということを言われました。この調査を行ったことで課題が見えてきているということは大変評価ができる点であります。これまではそうしたことは言っておきながら、調査はなかなかスムーズに行ってこなかったと。

今後は、その課題をどう取り組んでいくのかが重要なポイントとなります。食品廃棄物を排出している事業者に対しては、みずからの責任で、再生利用、再資源化の生ごみ、減量対策を早急にとらせる必要があるのではないかと。また、以外にも事業所のごみの中にも古紙類が多いといった結果も聞きました。であれば、分別を徹底することを求めることが必要です。

この3010運動、これを進めるという形で言われているんですが、やっぱり事業所は、みずから排出したごみ、出たごみをどうするかというところについては、事業所がしっかり考えていかないといけない問題、その点については、事業所に対する徹底した分別、これを求めるために、どのようにやっていくのか、この辺について、再度お聞きをいたします。

○吉本議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○山本生活福祉部長 市来議員の再質問にお答えいたします。

3点あったかと思えます。1点目が、現在、同じ業者に委託しているということで、言い値、保守点検も言いなりになって、高ついているのではないかと、そのような趣旨であったのかなと思えますが、現在、岩出クリーンセンターを建設す

るに当たっては、環境負荷軽減を第一の視点におきまして、流動床式ガス化溶融炉のごみ処理施設を建設いたしました。

現在、委託している事業者、これを維持していく上での運転技術について、我々が求めている水準を満たしており、保守点検、修繕に際しても、保有する特許等を活用して行うことができることから、最もふさわしい事業者として委託することとしております。

契約内容につきましても、我々としては、要求水準書に沿って厳しくチェックを行っており、積算についてもチェックを行い、適正であると考えておりますが、議員がおっしゃられるように、我々としても、やはり専門的な部分でありますから、いろんなところから情報を収集して勉強していく、これは大事であろうかと。事業者と交渉していく上では、やっぱりいろんな知識を身につけるといことは大事ではないかと考えておりますので、その辺のノウハウの蓄積を我々もやっていきたいと考えております。

それから、2点目ですが、市民の協力のやり方というようなところがございます。先ほど申し上げましたように、クリーンセンターの運転管理費の中で燃料費が14%減少することができた。この14%が全部ごみの減量化によってなされたというわけではないので、どれぐらい具体的に金額、これぐらい、ごみの減量化によってできましたというはっきりした具体的な金額を出すというのが難しいところではあるんですが、市民の皆さんがごみ減量化に協力していただいたおかげで、クリーンセンターの運営経費に関しても、ある程度、軽減できておりますというふうな、そういう啓発の仕方、どういうふうな伝え方がいいのかという啓発方法について、また市民の皆さんに、より協力しようかと、やっていこうかと思っただけのような、そういう啓発をまた研究してまいりたいと考えます。

それから、3点目が、事業系ごみの取り組みについて、どのように考えているかというところではありますが、事業系ごみ、これは経済活動によって生じるものというところで、企業構造と密接なつながり、これがございます。

減量化、資源化を事業者に働きかけていく場合に、企業の社会的責任に訴えるということ、これに加えまして、ごみの発生抑制あるいは減量化、資源化への取り組みというのが、その企業の経営にとっても有効であると、そういうような面を織りまぜて、またそれぞれの業種に応じた啓発内容、啓発手法により、粘り強く働きかけてまいりたいと考えております。あるいは、商工会など関係団体の協力を得て、ごみの減量化を目指していきたいと、このように考えております。

以上です。

○吉本議長 再々質問を許します。

(なし)

○吉本議長 これで、市来利恵議員の2番目の質問を終わります。

引き続きまして、3番目の質問を願います。

市来利恵議員。

○市来議員 3点目は、就学援助の充実をです。

この問題については、昨年3月議会、6月議会と取り上げています。そして、今回3回目の質問であります。

就学援助の充実について、新年度予算での改善も見られず、非常に残念でなりません。まず、給付額の引き上げをということで、国基準と岩出市との比較についてお答えをしていただきたいと思います。

そして、他市の比較についてお聞きをします。

次、なぜ引き上げないのか。これまで他市との状況を見るといったことの答弁でお聞きをしました。研究をしていくなどということを繰り返し言うておりますが、引き上げない理由についてお聞かせください。

2つ目に、入学準備金の前倒し支給をです。

県内の実施状況はどうなっているのか、お聞きをいたします。

市でも前倒し支給について、市にとって前倒し支給は転居などの問題もあり、リスクがある、このように答弁を行っております。私は、他市の実施例を挙げ、例えば、福岡市の場合、あらかじめ転出予定者は対象から外している方法や、愛知県の知立市は全員を対象にして転出の場合は返還を求める方法など、また、小学校、中学校での実施は不可能であっても、中学校入学に対応している自治体など、前倒し支給する自治体は増加をしてくれています。リスクがあるから実施しないのではなく、どうすれば市で実施に向かって進めていくのか、これを考えるべきではないでしょうか。市でも前倒し支給を求めたいと思います。

○吉本議長 ただいまの3番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○秦野教育部長 市来議員のご質問、就学援助の充実をについて、通告に従い、お答えをいたします。

まず、1点目の支給額の引き上げをということについてでございますが、その中の国基準と岩出市との比較ということですが、要保護家庭については国基準はござ

いますが、準養護保護世帯への国基準というのではなく、援助の種類や単価は自治体の裁量に任せられています。

次に、他市との比較につきましては、新入学用品費を除いて、他市と大きな差はありませんが、本市は若干低くなってございます。今後の課題であると認識しております。

また、なぜ引き上げないのかということではありますが、今申し上げたとおり、課題として認識しておりますので、今後、その金額や時期等について検討してまいります。

次に、入学準備金の前倒し支給の状況につきましては、県内の状況ですが、平成29年6月時点の文部科学省調査によりますと、平成30年度から前倒し支給を検討している、または既に実施していると回答した自治体は、県内30市町村のうち、小学校で8自治体、中学校で16自治体、平成30年度からの実施を検討していない、またはその他と回答した自治体は、小学校で22、中学校で14となっております。

なお、前倒し支給をとということですが、県内のこのような状況を見ますと、平成29年3月議会や6月議会でもお答えしたとおり、前倒しによるリスクにいかに対応するかという課題がありますので、先行実施している自治体の状況等、引き続き研究していく必要があると考えてございます。

以上です。

○吉本議長 再質問を許します。

市來利恵議員。

○市來議員 国の就学援助国基準というのは、いわゆる部長がおっしゃるとおり、生活保護世帯が直接対象となります。国が定める単価は、自治体が独自での財源で、準要保護世帯に支給する就学援助の事実上の目安となっています。岩出市も、その目安を総じて、今、この準要保護に値する部分については国基準ではなく、岩出市独自の方向でやっておられると思うんですが、例えば、これについて、国では、小学校の学用品費、小学校1年生の部分では、国基準は1万1,420円が、岩出市は1万800円、学用品費、小学校2年から6年の場合、国基準が1万3,650円が、岩出市、1万2,960円、校外活動費の泊なしが、国が1,570円、岩出市は1,510円、修学旅行費は2万1,490円が、岩出市は2万600円等々、全て、全部、岩出市は国基準より低く抑えられているというのが実態です。

準要保護にかかわる支援、準要保護に対する就学援助については、三位一体改革によって、平成17年度より国の補助を廃止され、財源移譲、地方財政措置を行い、

各市町村が単独で実施していることも踏まえています。

しかし、比較して、岩出市は国基準より低い設定となっているんです。他の市町村を見てみます。これと歌山県内です。他の市町村は、ほとんどの市町村が、国基準の、例えば、いわゆる学用品費でも1万1,420円が、大体の基準を国の基準に沿う形になってきているんですね。ところが、岩出市は、それよりもまだ低い状況です。この低い状況、何意味をするかというところ、消費税引き上げ、5%から8%に伴う全ての支給品目を単価を国がアップしたんです、2014年に。ところが、岩出市は2013年度のまま、そのまま国基準を使ってやっているということです。国ですら消費税分の上乗せをしているのに、なぜ市はその消費税分も上乗せをしないのか。まず、この1点はすごく不思議に思います。就学援助を必要とする家庭は、どんな世帯で、どんな状況なのか、ここを大きく考えていただきたい。

そして、2017年度からは、新入学児童の生徒学用品費等が2014年度の額より2倍に引き上げられました。新入学児童生徒学用品は、文房具や辞書、制服やランドセル、通学用自転車など、入学前に学校生活に必要なものを買う費用として支給され、国の単価は、小学生が4万600円、中学生が4万7,400円です。

岩出市は、現在、新入児学用品費、これが1万9,900円、中学校でも2万2,900円、2014年度の時点で、これがこの額まで引き上がっていますが、岩出市は、いまだに13年度のまま採用しているということになります。

国が引き上げられたのは、保護者の間では、制服など、入学前の実際の負担額に対し支給額が少ないという声が上がっていたことや、平成29年度の予算概要、要求説明資料の中で、文科省は新入学児童生徒学用品費等の引き上げについて、実勢価格等を踏まえた単価に改定と説明をしています。

文科省は、このように説明をしました。新入学児童生徒学用品費等の金額が低いという認識を持っているということです。新日本婦人の会のアンケート調査では、入学準備費用は、小学校で平均5万4,540円、中学校では平均7万8,492円という結果がございます。この金額と比較しても、岩出市の額、どうでしょうか。国も実態と乖離がある状況だと認め、2017年度に引き上げた。岩出市はそうした乖離、ないと考えているのか。岩出市の考えをお聞かせください。

前倒し支給について、先ほども申したように、入学準備費用は、小学校で平均5万4,540円、中学校で平均7万8,492円かかるといった資料もあるのですが、当然、子供を持つに際して、将来設計をしっかりと持つべきものであると考えますが、どんなに頑張っても努力しても、うまくいかないこともあります。一概に親の自己責任

という言葉で片づけられないですし、子供と一緒に責任を抱える問題でもありません。

現在、全国の自治体の小学校の支給を早めるという動き、1,751自治体の中で711自治体が実施をしています、40.6%。中学校では、1,743自治体あるうちの856自治体、約49.1%、これ文科省の調べであります、支給を早めるといった動きがございます。

県内の状況も先ほどお聞きしました。どの自治体も、どのようにしたら実施できるのか、前進できるのか、考え支給時期を早めることができるのか見直しを改善させてきているところがどんどんとふえてきています。

先ほど自治体の中では、30自治体のうち、小学校では8、中学校においては16自治体、また検討も含めてですが、まだまだやってないところも多いというようなニュアンスでおっしゃいました。ただ早める時期に至っても、例えば、和歌山市などでは、これまで6月以降の入学準備金の支給時期を和歌山市でも5月、まあ言うたら、7月ではなく、中学継続のみ5月にしてきたというような動きがあるんです。できない、できない、やらないではなく、どうやったら一歩でも前に進めるかということ自治体は考えながらやってきています。

例えば、それ以外にも、平成18年度から入学前を導入していた、検討していたところも、去年は、これまで6月以降だったものを5月に変えたり、4月に変えたり、全てが全て3月にやれというわけではなく、少しでも早目ながら、どのようにサポートしていけるかというのを考えながらやっている自治体が大変多いということなんです。

岩出市は、そこから見れば、やりません、課題ではあったり、リスクが高いからというふうにおっしゃるんですけども、どうやったら低所得者である、また、そういう就学援助を受けなければならない家庭に寄り添うことができるのか、この点をしっかりと考えていただきたいと思うんです。一遍にできなくても、徐々にできるところからやれる方法があるはずではないでしょうか。

子供の貧困対策の推進に関する法律というのが施行され、この基本的施策の中には、地方公共団体は就学の援助、学資の援助、学習の支援、その他の貧困の状況にある子供の教育に関する支援のために必要な施策を講じること、そういうことがうたわれています。

学校教育法の第19条には、経済的理由によって就学困難と認められる学齢児童、または学齢生徒の保護者に対しては、市町村は必要な援助を与えなければならない

と規定されています。

就学援助は教育の機会均等の精神に基づき、全ての児童生徒が義務教育を円滑に受けれることができるよう配慮し、実施すべきものであると踏まえ等々、こういうふうに書かれております。

こうした観点から、岩出市でも支給時期の見直し、また単価の引き上げについて、しっかりと取り組んでいく必要があるのではないかと考えます。もう一度、この件についてお聞きをしたいと思えます。

○吉本議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○秦野教育部長 市来議員の再質問にお答えをいたします。

3点あったかと思えます。なぜ、アップしないのかということ、それから、入学準備金についての乖離の点、それから、入学準備金について、どうやったら前倒しでできるか考えていくべきだということだったと思えます。

まず最初の1点目、2点目、一括してお答えをしたいと思えます。

なぜアップしないのか、それから、乖離の状況ということなんですが、乖離の状況については、議員が今おっしゃったとおりでございます。それらも含めて、教育委員会としましては、先ほども答弁しましたように、課題であると認識してございます。今後、社会経済状況等を考えながら、しかるべき時期に判断してまいりたいと考えてございます。

それから、どうやったら前倒しでできるか考えて、徐々に改善していったほしいということについてでございますが、私どもも、いろいろと考えてございます。例えば、平成29年度からは、修学旅行費の前倒しについて実施してございます。このノウハウ、それから、ほかの自治体の状況等を踏まえ、今後、引き続き研究してまいりたいと考えてございます。

○吉本議長 再々質問を許します。

市来利恵議員。

○市来議員 修学旅行費、出しているということですが、私は出してない自治体も和歌山県内にはたくさんあります。そうした中で、これは生活保護の部分になります。修学旅行費を出しているということは、大変評価できるものであります。

しかし、ここでも紀の川市や和歌山市、海南市などに比べて、2014年の改正が行われていないため、国基準以下となっていることは非常に残念です。国基準は、5

万7,590円中学校、小学校では、修学旅行費が2万1,490円。ところが、岩出市は2万600円と5万5,700円、紀の川市、和歌山市、海南市と多々比べても、低くなっています。せつかくやっているのに、やっぱり他市と同じように引き上げるのは当然じゃないかと思うんです。そのことも踏まえて、修学旅行をやっているということは評価できますけど、実際には、ほかの市よりも低い、国基準より低くなっているということは申し上げなくてはなりません。

課題だということをおっしゃいました。早急にしっかり、やはり乖離があるということをお認めになっている。お認めになっているというか、その考えは同じだということだと思うんです。実際に買うものと支給しているお金が乖離があるということについては。であるならば、やはり課題をどうやったらクリアできるのかというのをしっかりと考えていただいて、早急に対応をできるようにしていただきたいと思います。

○吉本議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○秦野教育部長 再々質問にお答えをいたします。

早急に改善をとという主旨のご質問であったかと思えます。就学援助の充実につきましては、子供の貧困対策として大変重要な柱の1つであることは、十分に認識してございます。しかし、最も重要なことは、就学援助のような経済的な支援のみならず、生活支援、保護者の支援等を含め、総合的に貧困対策を実施していくことだと考えてございます。

そういった意味で、教育委員会では、大綱に盛り込まれていますさまざまな諸施策を実施しているところでありまして、引き続き総合的に貧困対策に取り組んでまいりたいと考えてございます。

○吉本議長 これで、市來利恵議員の3番目の質問を終わります。

以上で、市來利恵議員の一般質問を終わります。